

一般財団法人日本醤油技術センター
理事長

(申請者)
住 所
氏名又は名称



(法人)代表者の氏名



認 証 申 請 書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項[第30条1項]の規定に基づき、下記の工場において製造する農林物資：しょうゆ(認証の区分：飲食料品)について日本農林規格による格付を行い、その容器等に格付の表示を付することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る農林物資の製造を行なう工場又は事業所の名称及び所在地

工場の名称		※電話番号	
所在地	〒	※Fax 番号	
工場責任者の氏名		※e-mail	

2. 申請者の電話番号など

※電話番号		※Fax 番号	
-------	--	---------	--

3. 認証の技術的基準に関する事項

- (1) 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設…………… 別添書類 1, 2 の通り
- (2) 品質管理の実施方法…………… 別添書類 3 の通り
- (3) 品質管理を担当する者の資格及び人数…………… 別添書類 4 の通り
- (4) 格付の組織及び実施方法…………… 別添書類 5 の通り
- (5) 格付を担当する者の資格及び人数…………… 別添書類 6 の通り

4. 同意書…………… 別添書類 7 の通り

5. その他参考となるべき事項…………… 別添書類 8～12 の通り

注1：※印については、認証申請書の記載事項の変更届は不要である。この申請書において以下同じ。

注2：外国製造業者の認証にあつては[]書を用いるものとする。

注3：申請者が法人にあつては、代表者の氏名を記載する。

注4：印は、氏名等に重ならないように押す。

別添書類1

製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設

1. 概要

(1) 製造する品種(ア～オのうち、該当するものすべてに○で囲む)

ア こいくちしょうゆ、イ うすくちしょうゆ、ウ さいこみしょうゆ、エ たまりしょうゆ、オ しろしょうゆ

(2) 製造方式(ア～ウのうち、該当するものすべてに○で囲む)

ア 本醸造方式、イ 混合醸造方式、ウ 混合方式

(3) 製造工程(アとイのうち、該当する何れか一方を○で囲む)

ア 生揚げ製造工程がある、イ 生揚げ製造工程がない

(4) 格付のための試料の検査(アとイのうち、該当する何れか一方を○で囲む)

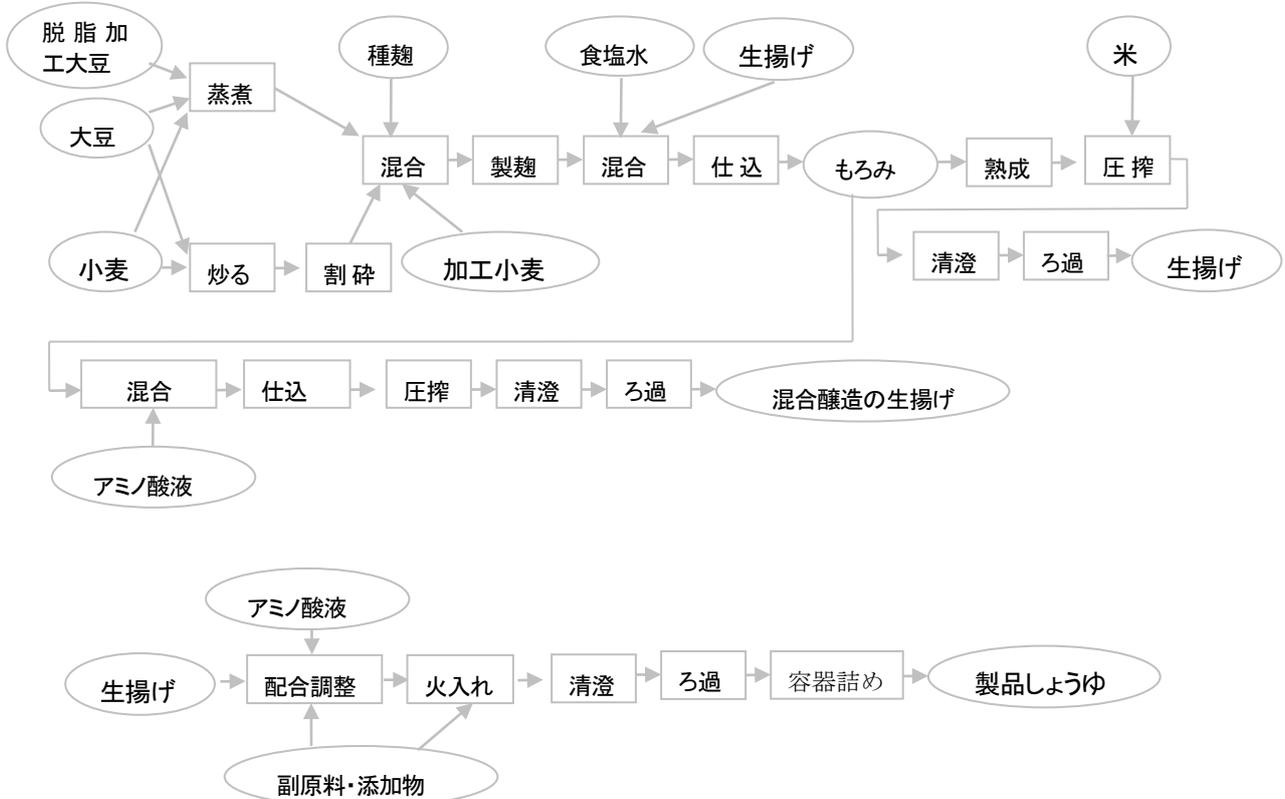
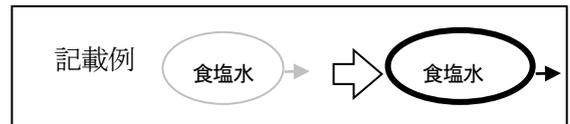
ア 自社において行う(Aシステム)、イ 第三者検査機関に委託して行う(Bシステム)

(5) 前年度の生産数量(一貫製造の場合、「生揚げ」としての出荷及び加工品への自家使用分を含む。)

_____kℓ/年 (1(kℓ)未満の数値は切り上げ)

(6) 製造の流れ (別添も可)

下図の該当する工程の淡い枠線及び矢印を太線でなぞる。



2. 工場施設及び機械設備の配置図(別添も可)

(1) 工場施設配置図

(2) 機械及び施設の配置図(別添も可)

図には、括弧内の①～⑱の機械及び施設、㉑～㉓の施設及び ㉔と ㉕に該当する箇所がわかるように記載してください。

- ①原材料の保管施設、②資材の保管施設、③小麦いり機、④小麦割砕機、⑤大豆蒸煮缶、⑥こうじ盛込場、
- ⑦食塩水調整場、⑧こうじ室、⑨もろみ貯蔵庫、⑩圧搾機、⑪火入装置、⑫調整タンク、⑬充填装置、⑭瓶洗浄装置、⑮ボイラー、⑯製品の保管施設、⑰品質管理施設、⑱格付のための施設
- ㉑窓、㉒出入口、㉓その他開放する箇所、㉔排水溝
- ㉕床面に耐水を必要とする箇所、㉖調整から充填までの作業箇所

別添書類2（生揚げ製造の工程がある場合）

1. 製造施設

(1) 作業場

○作業場全般

①製造用水 該当するものを○で囲んで、下線部に必要事項を記入

給水設備	ア. 使用している公共水道の名称： _____ イ. 井戸水等の使用： ウ. あり(種類： _____) / エ. なし
受水槽	オ. 受水槽あり / カ. 受水槽なし ↳ 定期的な清掃を： キ. 行っている / ク. 行っていない
水質検査 (イ及びオが○ の場合のみ)	検査機関名： _____ 検査年月日： _____ 検査の結果： ケ. 飲用適 / コ. 飲用不適
水量	水量は： サ. 十分ある。 / シ. 不足するときがある。

○個別の作業場

①大豆^{注1}の蒸煮を行う作業場

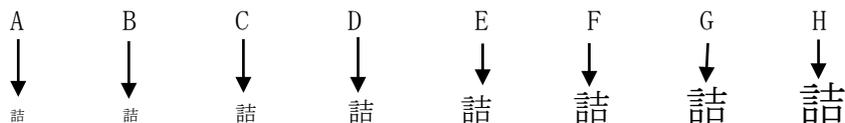
広さ(m ²) ^{注2}	
明るさ ^{注3}	
床面	水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳ 床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載) ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、 キ. その他(_____) ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない
排水だめ	ア. ある / イ. ない ↳ 対策： _____

注1 しろしょうゆの場合は、大豆を小麦、小麦を大豆と読み替える。以下同じ。

注2 作業場が独立していない場合の面積は、図上で線引きを行い算出する。以下同じ。

注3 明るさの表示は、照度計で測った照度(ルクス)又は下記によるいずれでもよい。以下同じ。

○下記の矢印の先の漢字の読める大きさの最小の記号を「Bの大きさまで読める」等と記載



②小麦^{注1}の炒熬及び割砕を行う作業場

広さ(m ²) ^{注2}	
明るさ ^{注3}	
床面	<p>水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、キ. その他(_____) ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない

③食塩水調整を行う作業場

広さ(m ²) ^{注2}	
明るさ ^{注3}	
床面	<p>水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、キ. その他(_____) ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない
排水だめ	<p>ア. ある / イ. ない ↳対策：_____</p>

④こうじ盛込み場(こうじ盛り込みを床面上またはシート上で行う場合)

広さ(m ²) ^{注2}	
明るさ ^{注3}	
床面	<p>水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、キ. その他(_____) ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない
排水だめ	<p>ア. ある / イ. ない ↳対策：_____</p>

⑤調整、火入れから充填の前タンクまでの工程の作業場(下記の例示を参考に記載してください。)

○ちり等の落下を防止できる構造

設置箇所: 天井、調整タンク、火入タンク、清澄タンク、詰め前タンク、その他(具体的に記載)

構造及び材質: 石膏ボード板の全面張り、木製の蓋がある、落下防止傘、塩ビ製シートで覆う、その他(具体的に記載)

○ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備

防止できる設備: 網戸、合成樹脂カーテン、トラップをつける、その他(具体的に記載)

広さ(m ²) ^{注2}		
明るさ ^{注3}		
床面	水を: ア. 使用しない / イ. 使用する ↳床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので: ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載) ・耐水性材料: オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、 キ. その他() ・床面は排水が良好に: ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に: コ. 行える / サ. 行えない	
排水だめ	ア. ある / イ. ない ↳対策: _____	
ちり等の落下を防止できる構造	設置箇所	構造及び材質
ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備	設置箇所	防止できる設備
	窓	
	出入り口	
	排水溝	

⑥ 充填作業場(ビニールカーテン等で区画している場合、その部分について記載)

広さ(m ²) ^{注2}		
明るさ ^{注3}		
床面	水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載) ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、 キ. その他() ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない	
排水だめ	充填する区画内に排水だめが： ア. ある / イ. ない	
ちり等の落下を防止できる構造	設置箇所	構造及び材質
ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備	設置箇所	防止できる設備
	窓	
	出入り口	
	排水溝	

(2) こうじ室(下記の例示を参考に記載してください。)

〔製麹方式: 通風、麹蓋(筥を含む)〕

製麹方式	装置、室の数	温度、湿度、換気等の調節の方法

(3) もろみ貯蔵庫(下記の例示を参考に記載してください。)

〔様式: 開放式、屋内密閉式、屋外密閉式、その他(具体的に記載)〕

材質: コンクリート、木桶、ホーロー、鉄、FRP、ステンレス、その他(具体的に記載)

温度管理: 自然温、塩水冷却、加熱、冷却、その他(具体的に記載)

様式	材質	基数	温度管理方法

(4) 機械器具(下記の例示を参考に記載してください。)

小麦炒り機:方式 砂浴式、流動焙煎、過熱水蒸気、その他(具体的に記載)
 小麦割砕機:方式 ロールミル、ハンマーミル
 大豆蒸煮缶:方式 NK缶、連続蒸煮缶、その他(具体的に記載)
 压榨機:方式 水圧式、油圧式、天びん式、キリン式、その他(具体的に記載)、(火入と同等の効果の方式を含む)
 火入装置:方式 プレート式、パイプ式(蛇管式を含む)、二重釜式、その他(具体的に記載)

機械器具の種類	方式	台数	能力
小麦 ^{注1} 炒り機			
小麦 ^{注1} 割砕機			
大豆 ^{注1} 蒸煮缶			
压榨機			
火入装置			
充てん装置			
壘洗浄装置			
ボイラー			

2. 保管施設(下記の例示を参考に記載してください。)

構造:屋根、壁、仕分け棚、その他(具体的に記載)

施設	品質を良好に保持できる構造	広さ(m ²)又は 保管能力(重量又容量)
原料保管施設		
資材保管施設		
製品保管施設		

3. 品質管理施設

広さ (m ²) 注2		
明るさ 注3		
品質管理の 機械器具	機械器具の名称	台数
	標準色セット	
	糖用屈折計	

別添書類2（生揚げ製造の工程が無い場合）

1. 製造施設

(1) 作業場

○作業場全般

①製造用水 該当するものを○で囲んで、下線部に必要事項を記入

給水設備	ア. 使用している公共水道の名称： _____ イ. 井戸水等の使用： ウ. あり(種類： _____) / エ. なし
受水槽	オ. 受水槽あり / カ. 受水槽なし ↳ 定期的な清掃を： キ. 行っている / ク. 行っていない
水質検査 (イ及びオが○ の場合のみ)	検査機関名： _____ 検査年月日： _____ 検査の結果： ケ. 飲用適 / コ. 飲用不適
水量	水量は： サ. 十分ある。 / シ. 不足するときがある。

○個別の作業場

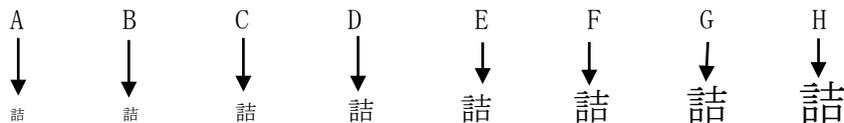
①食塩水調整を行う作業場

広さ(m ²) 注2	
明るさ 注3	
床面	水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳ 床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載) ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、 キ. その他(_____) ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない
排水だめ	ア. ある / イ. ない ↳ 対策： _____

注2 作業場が独立していない場合の面積は、図上で線引きを行い算出する。以下同じ。

注3 明るさの表示は、照度計で測った照度(ルクス)又は下記によるいずれでもよい。以下同じ。

○下記の矢印の先の漢字の読める大きさの最小の記号を「Bの大きさまで読める」等と記載



②調整、火入れから充填の前タンクまでの工程の作業場(下記の例示を参考に記載してください。)

○ちり等の落下を防止できる構造

設置箇所: 天井、調整タンク、火入タンク、清澄タンク、詰め前タンク、その他(具体的に記載)

構造及び材質: 石膏ボード板の全面張り、木製の蓋がある、落下防止傘、塩ビ製シートで覆う、その他(具体的に記載)

○ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備

防止できる設備: 網戸、合成樹脂カーテン、トラップをつける、その他(具体的に記載)

広さ(m ²) ^{注2}		
明るさ ^{注3}		
床面	水を: ア. 使用しない / イ. 使用する ↳ 床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので: ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載) ・耐水性材料: オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、 キ. その他() ・床面は排水が良好に: ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に: コ. 行える / サ. 行えない	
排水だめ	ア. ある / イ. ない ↳ 対策: _____	
ちり等の落下を防止できる構造	設置箇所	構造及び材質
ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備	設置箇所	防止できる設備
	窓	
	出入り口	
	排水溝	

③充填作業場(ビニールカーテン等で区画している場合、その部分について記載)

広さ(m ²)注2		
明るさ注3		
床面	水を：ア. 使用しない / イ. 使用する ↳床面は平らに仕上げ、清掃しやすいもので： ウ. ある / エ. ない (イの場合のみ記載) ・耐水性材料：オ. コンクリート、カ. 樹脂塗装コンクリート、 キ. その他() ・床面は排水が良好に： ク. 行える / ケ. 行えない ・排水溝は排水が良好に： コ. 行える / サ. 行えない	
排水だめ	充填する区画内に排水だめが： ア. ある / イ. ない	
ちり等の落下を防止できる構造	設置箇所	構造及び材質
ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備	設置箇所	防止できる設備
	窓	
	出入り口	
	排水溝	

(2) 機械器具(下記の例示を参考に記載してください。)

火入装置:方式 プレート式、パイプ式(蛇管式を含む)、二重釜式、その他(具体的に記載)

機械器具の種類	方式	台数	能力
火入装置			
充てん装置			
塚洗浄装置			
ボイラー			

2. 保管施設(下記の例示を参考に記載してください。)

構造:屋根、壁、仕分け棚、その他(具体的に記載)		
施設	品質を良好に保持できる構造	広さ(m ²)又は 保管能力(重量又容量)
原料保管施設		
資材保管施設		
製品保管施設		

3. 品質管理施設

広さ(m ²) ^{注2}		
明るさ ^{注3}		
品質管理の機械器具	機械器具の名称	台数
	標準色セット	
	糖用屈折計	

4. 格付のための施設（Aシステム工場用）

(1) 検査結果の評価及び証票管理のための施設

広さ(m ²) 注 ²	
明るさ注 ³	

(2) 格付のための検査施設

広さ(m ²) 注 ²		
明るさ注 ³		
格付のための機械器具	機械器具の名称	台数
	標準色セット	
	窒素定量装置	
	糖用屈折計(こいくち、うすくち、たまり及びさいしこみの標準のみを製造する場合は不要)	
	天びん 感量 0.1 mg (調整済み試薬を使用しない場合に限る)	
	天びん 感量 0.1g	
	ガラス器具(食塩分の測定装置があるか)	ある/ない
	雑器具(性状測定のための機材があるか)	ある/ない

4. 格付のための施設（Bシステム工場用）

(1) 検査結果の評価及び証票管理のための施設

広さ(m ²) 注2	
明るさ※3	

5. 格付のための検査の委託

(1) 格付のための検査の委託先の名称

名称		※電話番号	
所在地	〒	※Fax 番号	

(2) 委託契約書の写しを添付して下さい。

別添書類3

品質管理の実施方法

1. 品質管理の実施方法について定めた書類

○内部規程の写しを添付

別添書類4(Aシステム工場、Bシステム工場共用)

品質管理を担当する者の氏名及び資格

1. 品質管理責任者（品質管理担当者でもあるので2の表の欄にも記入）

ふりがな 氏名	
------------	--

講習会の受講状況

受講時期	講習会等の名称	修了証書	
		日付	記号・番号
平成12年3月以前	JAS認証工場品質管理担当者講習会 ^{注1}		
	改正JAS法に関する説明会(H18,19年度開催) ^{注3}		———
平成12年4月～ 平成17年9月	食品製造業品質管理担当者等一般講習会 ^{注1}		
	品質管理担当者等専門講習会 ^{注2}		
	改正JAS法に関する説明会(H18,19年度開催) ^{注3}		———
平成17年10月以後	食品製造業品質管理担当者等一般講習会 ^{注1}		
	品質管理担当者等専門講習会 ^{注2}		

2. 品質管理担当者（講習会受講不要）

ふりがな 氏名	○大学・旧専門学校以上で食品製造又は加工の授業科目単位を取得卒業している場合は大学等の名称、学科名及び卒業年月、 ○高等学校、中等教育学校又は旧中等学校の卒業者は、高等学校等の名称及び卒業年月(上記該当者を除く)	※発酵食品の製造又は試験研究に従事した期間(申請日現在とする。)
	年 月卒業	___年___か月

注1：(社)日本農林規格協会主催の講習会

注2：(財)日本醤油技術センター主催の講習会

注3：(社)日本農林規格協会と(財)日本醤油技術センターが各々開催

別添書類5

格付の組織及び実施方法

1. 格付の組織について定めた書類

組織図(格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有することがわかるもの) (別添も可)

2. 格付の実施方法について定めた書類

(1) 「格付規程」の写しを添付する。

(2) 「格付規程」に基づき格付業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切行われたことを確認できる書類

●【改正前法に基づく認証業者の場合】

製造する代表的な1銘柄について、①格付試料の抽出、②検査及び判定、③格付数量及びラベル使用枚数が分かる記録の各1ヶ月分のコピー (①「格付のための検査依頼書/報告書」(Aシステムの場合を除く)②「格付台帳」③「JAS マークの表示ラベル受払簿」等) (注)

●【新規認証申請者の場合】

容器詰めから製品の出荷までに係る作業手順書のコピーなど(格付が適切に行われることが判るもの)

(注) (2) で提出いただく記録類には、下記に示す事項が記録されていることが必要です。

①格付試料の抽出の記録 (ア. サンプルの製造日, イ. 銘柄, ウ. 品種, エ. 製造方式, オ. 等級, カ. 製造荷口の期間)

②検査及び判定の記録 (ア. 分析値, イ. 可否の判定日, ウ. 格付担当者又は責任者による判定, エ. 判定結果)

③格付数量及びラベルの使用枚数の記録 (ア. 格付数量(本数と数量), イ. ラベルの使用枚数, ウ. 廃棄枚数, エ. 残枚数)

別添書類6(Aシステム工場用)

格付を担当する者の氏名及び資格

1. 格付責任者(格付検査担当者でもあるので2の表の欄にも記入)

ふりがな 氏名	
------------	--

講習会の受講状況

受講時期	講習会等の名称	修了証書	
		日付	記号・番号
平成12年3月以前	JAS 認証工場品質管理担当者講習会 ^{注1}		
	改正 JAS 法に関する説明会(H18,19年度開催) ^{注3}		———
平成12年4月～ 平成17年9月	食品製造業品質管理担当者等一般講習会 ^{注1}		
	品質管理担当者等専門講習会 ^{注2}		
	改正 JAS 法に関する説明会(H18,19年度開催) ^{注3}		———
平成17年10月以後	食品製造業品質管理担当者等一般講習会 ^{注1}		
	品質管理担当者等専門講習会 ^{注2}		

2. 格付検査担当者

ふりがな 氏名	○大学・旧専門学校以上で食品製造又は加工の授業科目単位を取得卒業している場合は大学等の名称、学科名及び卒業年月 ○高等学校、中等教育学校又は旧中等学校の卒業者は、高等学校等の名称及び卒業年月(上記該当者を除く)	※食品の検査又は試験研究に従事した期間(申請日現在とする。)	技能研修会修了証書	
			日付	号・番号
	年 月卒業	___年 ___か月		
	年 月卒業	___年 ___か月		
	年 月卒業	___年 ___か月		
	年 月卒業	___年 ___か月		
	年 月卒業	___年 ___か月		

注1：(社)日本農林規格協会主催の講習会

注2：(財)日本醤油技術センター主催の講習会

注3：(社)日本農林規格協会と(財)日本醤油技術センターが各々開催

3. 公認醤油官能検査員^{注4}

ふりがな 氏名	公認醤油官能検査員登録証	
	日付	記号・番号

注4：公認醤油官能検査員資格試験合格者((財)日本醤油技術センター)

別添書類6(Bシステム工場用)

格付を担当する者の氏名及び資格

1. 格付担当者

ふりがな 氏名	
------------	--

講習会の受講状況

受講時期	講習会等の名称	修了証書	
		日付	記号・番号
平成 12 年 3 月以前	JAS 認証工場品質管理担当者講習会 ^{注 1}		
	改正 JAS 法に関する説明会(H18,19 年度開催) ^{注 3}		———
平成 12 年 4 月～ 平成 17 年 9 月	食品製造業品質管理担当者等一般講習会 ^{注 1}		
	品質管理担当者等専門講習会 ^{注 2}		
	改正 JAS 法に関する説明会(H18,19 年度開催) ^{注 3}		———
平成 17 年 10 月以 後	食品製造業品質管理担当者等一般講習会 ^{注 1}		
	品質管理担当者等専門講習会 ^{注 2}		

卒業履歴及び経験

<p>○大学・旧専門学校以上で食品製造又は加工の授業科目単位を取得卒業している場合は大学等の名称、学科名及び卒業年月、</p> <p>○高等学校、中等教育学校又は旧中等学校の卒業者は、高等学校等の名称及び卒業年月(上記該当者を除く)</p>	<p>※食品の検査又は試験研究に従事した期間(申請日現在とする。)</p>
<p>年 月卒業</p>	<p>____年____か月</p>

注 1 : (社)日本農林規格協会主催の講習会

注 2 : (財)日本醤油技術センター主催の講習会

注 3 : (社)日本農林規格協会と(財)日本醤油技術センターが各々開催

別添書類7

様式第2号（第23条関係）

同意書

1. 認証機関の規定に従うこと。
2. 書類審査、製品検査及び実地調査に必要な準備並びに必要な情報提供を行い審査等に協力すること。
3. 認証を受けたのちは、格付の表示、認証取扱業者等であることの表明を適正に行うこと。

上記の条件に同意いたします。

年 月 日

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

殿

(認証申請者)

住 所

氏名又は名称

印

法人にあつては代表者氏名

印

認 証 契 約 書

申請者又は認証事業者（以下、甲という）と一般財団法人日本醤油技術センター（以下、乙という）とは、後記の認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示に記載の工場又は事業所の認証に際して次の通り契約を締結する。

(適用)

第1条 本契約は、認証及びその維持のための確認及びその結果報告書及び認証推薦書等に基づき、判定委員会において行う認証、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止等に係るすべての業務について適用する。

(契約書の効力)

第2条 本契約書の効力は、認証申請時から認証の取り消し又は格付業務の廃止があるまでとする。

(認証に係る権利と義務の順守)

第3条 甲は、JAS法の定める「しょうゆ取扱業者の認証の技術的基準」（以下、「認証の技術的基準」という。）により認証された工場としての権利及び義務を有するとともに、認証工場としての組織構成と業務運営を、認証の技術的基準に常に適合させるほか、JAS関連法令及び本センターの認証業務規程に従い認証工場としての義務を順守する。また、認証を受けた後は、格付の表示及び認証取扱業者等であることの表明を適切に行うとともに、格付される製品が継続的に日本農林規格を満たすものとする。

(審査)

第4条 甲は、乙が行う認証のための審査及び認証事項の確認調査において、JAS関係法令及び本契約に基づき、乙が行う審査を受け入れ、要請に応じて審査に必要な便宜及び協力を提供する。

2 甲は、乙による実地調査等の実施に際し、次に掲げる事項が前項に定める審査に必要な便宜及び協力に含まれる事を了解する。

- (1) 審査に係る報告の要請
- (2) 認証に係る事務所、工場等の施設への立入り
- (3) 認証審査に関係のある文書調査
- (4) 認証審査に関係のある記録の閲覧
- (5) 要員への接触と個人面接
- (6) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う乙の審査への立会調査

3 本条2項(1)～(5)は、農林水産大臣が行う格付の表示の改善命令に従い、適切な報告を行うとともに、農林水産大臣もしくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査実施等についても準用する。

(認証のための審査)

第5条 乙は、甲に対してJAS関係法令に基づき次の方法で認証のための審査を実施する。

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場が認証の技術的基準に適合することを書類審査及び実地の調査により確認する。

ロ しょうゆの製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）がしょうゆの日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認を行うことその他の措置を講じる。

(認証事項の確認)

第6条 乙は、認証後、甲に対してJAS関係法令に基づき次の事を実施する。

- イ 甲から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ロ イの場合のほか、甲が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ハ 甲の認証をした日又は甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める期間内に甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ニ ハに定める確認は、甲に事前に通知して行うほか、乙の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行う場合がある。
- ホ イからハまでに定めるもののほか、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ヘ イからホまでの確認は、JAS 法施行規則第 46 条 1 号のイ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査及び同号ロの確認を省略することができる。
- ト イからヘまでに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証事業の確認を行う。

(機密保持)

第 7 条 甲及び乙は、相手方の機密情報（乙が知り得た第 15 条に定める製造の一部の委託契約先の機密情報を含む）を入手した場合には、第三者への漏洩、開示及び不正使用等(目的外使用を含む)の防止を図り、機密情報の守秘義務を負う。ただし、前述の機密情報について法令により相手の同意なく開示を要求される場合はこの限りではない。また、本項の定めは本契約終了後も効力を有する。

2 乙は、本条に基づき乙が負う義務と同一の義務及び乙の業務規程に基づく守秘、機密保持義務を、乙の役職員又はこれらの者であった者並びに認証業務を委託する者に負わせなければならない。

(情報の提供)

第 8 条 乙は、認証の取得、又はその維持、認証範囲拡大に合理的に必要な情報について、甲等の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第 9 条 乙は、JAS 関係法令に従って、認証の状況（判定結果、名称、住所等の変更、格付の一時停止、又は取り消し等）についての情報を公表しなければならない。この情報は、常に最新の状態を保つため適時更新される。また、甲は、認証の状態（一時停止を含む）が、JAS 関係法令に従って、公表される事に同意する。

(料金)

第 10 条 甲は、認証審査等の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、JAS 法施行規則第 49 条 3 項の五に基づき乙が認証業務規程に定めた甲が負担すべき料金について、乙からの請求に基づき乙が指定する期限内に指定する方法により支払う。一旦支払われた料金は、返還されない。

2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行った場合には、その適用までに十分な期間をおくとともに、原則として、書面で甲に通知する。

(認証基準等の変更)

第 11 条 乙は、JAS 関連法令及び認証業務規程が変更された場合には、変更の実施までに、改定内容につ

いて、甲に対し書面及び必要に応じて研修等による適切な予告を行う。

- 2 JAS関連法令及び認証業務規程の変更を実施し公表したことにより、甲が行った必要な対応に関して、乙が合理的と考える期間内に、検証を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲の検証の実施を通知する。

(変更及び廃止の通知)

第12条 甲は、JAS関連法令及び認証業務規程において乙に通知の必要とされている事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく書面にて乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、甲が認証事項を変更したことを知ったとき、認証された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき、又は認証の技術的基準に適合しない恐れがある事実を把握したときは遅滞なく、当該甲に係る認証の技術的基準に適合することを確認する。
- 3 甲は、格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ書面にて乙にその旨を通知しなければならない。

(認証の表示及び格付の表示)

第13条 甲は、格付の一時停止期間を除く認証有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けたJASマークを使用できる。その使用にあたっては、JAS法を順守する。

- 2 甲は、格付製品の出荷の一時停止等の請求、認証の取消し及び格付業務の廃止の場合、認証文書（別紙等を含む）を返却すること。
- 3 認証証、認証シンボル、通知書、及び報告書等の全部又は一部の使用につき、JAS制度の社会的評価を損なう、又は第三者の誤解を招く、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明、又は認証の事実の利用を行ってはならない。
- 4 甲は、認証文書を複製する場合、すべての複製をするとともに複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。
- 5 甲は、認証を受けている旨の情報を他人に提供するときは、その認証に係る種類の農林物資以外について認証を受けている、また、認証に関する業務内容を誤認させることがないようにすること。並びに、当該JAS規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。
- 6 乙が、甲に対して前項の条件に違反すると認めた場合、表示方法を改善又は表示をやめるべき旨の請求をしたときは、甲はこれに応じること。
- 7 甲が前項の請求に応じないとき、乙は、認証の取り消し、又は格付品の出荷の一時停止等の請求をすることができる。なお、甲が請求に応じないとき、乙は、認証を取り消すこと。
- 8 甲が認証を取り消されたとき、JAS品の出荷又は表示の付してある広告等の使用停止及び当該表示の抹消をすること。
- 9 乙は甲がその認証を取り消された日から相当程度の期間が経過した後も前項の実施を適切に行わない場合、その旨公表すること。

(格付の報告)

第14条 甲は、毎年6月末日までに、その前年の格付実績を乙に報告すること。

(格付の記録)

第15条 甲は、その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること

- (i) 格付の日から賞味期限までの期間が一年以上である場合、格付の日から賞味期限までの期間
- (ii) 格付の日から賞味期限までの期間が一年未満である場合、格付の日から一年間

(委託)

第 16 条 甲は、乙に認証された範囲内の製造の一部を委託させる場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の下請負契約先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該委託先に対して乙の調査を受け入れさせるとともに、その事前了解をとる。

(異議申立て及び苦情)

第 17 条 甲は、乙に認証された範囲内の業務における甲に対する全ての異議申立て、利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要求があった場合、又は、重要であると乙が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、乙に認証された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。

3 甲は乙の規則に従い、乙に対し異議を申し立てる、又は苦情を申し出ることができる。

(協議)

第 18 条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項等が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々記名捺印の上、各一通を保有する。

_____年_____月_____日

甲

住 所：_____

氏名又は名称：_____印

法人にあつては

代表者 氏名：_____印

乙

住 所：東京都中央区日本橋小網町 3 番 11 号

氏名又は名称：一般財団法人 日本醤油技術センター 印

代表者 氏名：理事長 _____印

(認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示)

工場又は事業所の

名 称：

所 在 地：

認 証 契 約 書

申請者又は認証事業者（以下、甲という）と一般財団法人日本醤油技術センター（以下、乙という）とは、後記の認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示に記載の工場又は事業所の認証に際して次の通り契約を締結する。

(適用)

第1条 本契約は、認証及びその維持のための確認及びその結果報告書及び認証推薦書等に基づき、判定委員会において行う認証、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止等に係るすべての業務について適用する。

(契約書の効力)

第2条 本契約書の効力は、認証申請時から認証の取り消し又は格付業務の廃止があるまでとする。

(認証に係る権利と義務の順守)

第3条 甲は、JAS法の定める「しょうゆ取扱業者の認証の技術的基準」（以下、「認証の技術的基準」という。）により認証された工場としての権利及び義務を有するとともに、認証工場としての組織構成と業務運営を、認証の技術的基準に常に適合させるほか、JAS関連法令及び本センターの認証業務規程に従い認証工場としての義務を順守する。また、認証を受けた後は、格付の表示及び認証取扱業者等であることの表明を適切に行うとともに、格付される製品が継続的に日本農林規格を満たすものとする。

(審査)

第4条 甲は、乙が行う認証のための審査及び認証事項の確認調査において、JAS関係法令及び本契約に基づき、乙が行う審査を受け入れ、要請に応じて審査に必要な便宜及び協力を提供する。

2 甲は、乙による実地調査等の実施に際し、次に掲げる事項が前項に定める審査に必要な便宜及び協力に含まれる事を了解する。

- (1) 審査に係る報告の要請
- (2) 認証に係る事務所、工場等の施設への立入り
- (3) 認証審査に関係のある文書調査
- (4) 認証審査に関係のある記録の閲覧
- (5) 要員への接触と個人面接
- (6) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う乙の審査への立会調査

3 本条2項(1)～(5)は、農林水産大臣が行う格付の表示の改善命令に従い、適切な報告を行うとともに、農林水産大臣もしくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査実施等についても準用する。

(認証のための審査)

第5条 乙は、甲に対してJAS関係法令に基づき次の方法で認証のための審査を実施する。

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場が認証の技術的基準に適合することを書類審査及び実地の調査により確認する。

ロ しょうゆの製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）がしょうゆの日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認を行うことその他の措置を講じる。

(認証事項の確認)

第6条 乙は、認証後、甲に対してJAS関係法令に基づき次の事を実施する。

- イ 甲から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ロ イの場合のほか、甲が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ハ 甲の認証をした日又は甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める期間内に甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ニ ハに定める確認は、甲に事前に通知して行うほか、乙の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行う場合がある。
- ホ イからハまでに定めるもののほか、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ヘ イからホまでの確認は、JAS 法施行規則第 46 条 1 号のイ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査及び同号ロの確認を省略することができる。
- ト イからヘまでに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証事業の確認を行う。

(機密保持)

第 7 条 甲及び乙は、相手方の機密情報（乙が知り得た第 15 条に定める製造の一部の委託契約先の機密情報を含む）を入手した場合には、第三者への漏洩、開示及び不正使用等(目的外使用を含む)の防止を図り、機密情報の守秘義務を負う。ただし、前述の機密情報について法令により相手の同意なく開示を要求される場合はこの限りではない。また、本項の定めは本契約終了後も効力を有する。

2 乙は、本条に基づき乙が負う義務と同一の義務及び乙の業務規程に基づく守秘、機密保持義務を、乙の役職員又はこれらの者であった者並びに認証業務を委託する者に負わせなければならない。

(情報の提供)

第 8 条 乙は、認証の取得、又はその維持、認証範囲拡大に合理的に必要な情報について、甲等の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第 9 条 乙は、JAS 関係法令に従って、認証の状況（判定結果、名称、住所等の変更、格付の一時停止、又は取り消し等）についての情報を公表しなければならない。この情報は、常に最新の状態を保つため適時更新される。また、甲は、認証の状態（一時停止を含む）が、JAS 関係法令に従って、公表される事に同意する。

(料金)

第 10 条 甲は、認証審査等の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、JAS 法施行規則第 49 条 3 項の五に基づき乙が認証業務規程に定めた甲が負担すべき料金について、乙からの請求に基づき乙が指定する期限内に指定する方法により支払う。一旦支払われた料金は、返還されない。

2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行った場合には、その適用までに十分な期間をおくとともに、原則として、書面で甲に通知する。

(認証基準等の変更)

第 11 条 乙は、JAS 関連法令及び認証業務規程が変更された場合には、変更の実施までに、改定内容につ

いて、甲に対し書面及び必要に応じて研修等による適切な予告を行う。

- 2 JAS関連法令及び認証業務規程の変更を実施し公表したことにより、甲が行った必要な対応に関して、乙が合理的と考える期間内に、検証を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲の検証の実施を通知する。

(変更及び廃止の通知)

第12条 甲は、JAS関連法令及び認証業務規程において乙に通知の必要とされている事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく書面にて乙に通知しなければならない。

- 2 乙は、甲が認証事項を変更したことを知ったとき、認証された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき、又は認証の技術的基準に適合しない恐れがある事実を把握したときは遅滞なく、当該甲に係る認証の技術的基準に適合することを確認する。
- 3 甲は、格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ書面にて乙にその旨を通知しなければならない。

(認証の表示及び格付の表示)

第13条 甲は、格付の一時停止期間を除く認証有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けたJASマークを使用できる。その使用にあたっては、JAS法を順守する。

- 2 甲は、格付製品の出荷の一時停止等の請求、認証の取消し及び格付業務の廃止の場合、認証文書（別紙等を含む）を返却すること。
- 3 認証証、認証シンボル、通知書、及び報告書等の全部又は一部の使用につき、JAS制度の社会的評価を損なう、又は第三者の誤解を招く、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明、又は認証の事実の利用を行ってはならない。
- 4 甲は、認証文書を複製する場合、すべての複製をするとともに複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。
- 5 甲は、認証を受けている旨の情報を他人に提供するときは、その認証に係る種類の農林物資以外について認証を受けている、また、認証に関する業務内容を誤認させることがないようにすること。並びに、当該JAS規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。
- 6 乙が、甲に対して前項の条件に違反すると認めた場合、表示方法を改善又は表示をやめるべき旨の請求をしたときは、甲はこれに応じること。
- 7 甲が前項の請求に応じないとき、乙は、認証の取り消し、又は格付品の出荷の一時停止等の請求をすることができる。なお、甲が請求に応じないとき、乙は、認証を取り消すこと。
- 8 甲が認証を取り消されたとき、JAS品の出荷又は表示の付してある広告等の使用停止及び当該表示の抹消をすること。
- 9 乙は甲がその認証を取り消された日から相当程度の期間が経過した後も前項の実施を適切に行わない場合、その旨公表すること。

(格付の報告)

第14条 甲は、毎年6月末日までに、その前年の格付実績を乙に報告すること。

(格付の記録)

第15条 甲は、その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること

- (i) 格付の日から賞味期限までの期間が一年以上である場合、格付の日から賞味期限までの期間
- (ii) 格付の日から賞味期限までの期間が一年未満である場合、格付の日から一年間

(委託)

第 16 条 甲は、乙に認証された範囲内の製造の一部を委託させる場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の下請負契約先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該委託先に対して乙の調査を受け入れさせるとともに、その事前了解をとる。

(異議申立て及び苦情)

第 17 条 甲は、乙に認証された範囲内の業務における甲に対する全ての異議申立て、利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要求があった場合、又は、重要であると乙が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。

2 甲及び乙は、乙に認証された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。

3 甲は乙の規則に従い、乙に対し異議を申し立てる、又は苦情を申し出ることができる。

(協議)

第 18 条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項等が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々記名捺印の上、各一通を保有する。

_____年____月____日

甲

住 所：_____

氏名又は名称：_____印

法人にあつては

代表者 氏名：_____印

乙

住 所：東京都中央区日本橋小網町 3 番 11 号_____

氏名又は名称：一般財団法人 日本醤油技術センター_____印

代表者 氏名：理 事 長_____印

(認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示)

工場又は事業所の

名 称：

所 在 地：

別添書類9

申 出 書

申請者(法人にあっては、申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては申請者又はその代表者若しくは管理人)は、日本農林規格等に関する法律施行規則施行規則(昭和25年農林省令第62号)第46条第1項第1号ハの(1)から(3)に規定する次の事項に該当しないことを申し出ます。

1. 法第十条第六項(格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲り渡しの委託をし、又は譲り渡しのための陳列をしてはならない。)若しくは第七項(表示が格付の結果と一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。)(これらの規定を法第三十条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条(格付の表示等の禁止)若しくは第三十八条(適合表示等の禁止)の規定に違反し、法第三十九条(改善命令等)の規定による格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は法第六十五条第二項(立入検査等)の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
2. 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者
3. 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者(法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。)の業務を行う役員(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)であった者でその取消しの日から一年を経過しないもの

年 月 日

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

(認証申請者)

住 所

氏名又は名称

印

法人にあっては代表者氏名

印

別添書類 10

中間原料の購入

購入する中間原料の種類（該当の番号を○で囲む）	1 しょうゆ製麴用加工小麦(例:商品名「こうじ麦」を購入) 2 醤油用麴(例:原料処理～製麴を行なう協業工場から麴を購入) 3 諸味(例:他社工場から若もろみを購入) 4 生揚げ(例:協業工場等からの生揚げを購入) 5 その他()	
購入先の名称		電話
		Fax
購入先の所在地等	〒	
特記事項		

注:記入欄が不足する場合は、このページをコピーして全て記載ください。

中間原料の購入

購入する中間原料の種類（該当の番号を○で囲む）	1 しょうゆ製麴用加工小麦(例:商品名「こうじ麦」を購入) 2 醤油用麴(例:原料処理～製麴を行なう協業工場から麴を購入) 3 諸味(例:他社工場から若もろみを購入) 4 生揚げ(例:協業工場等からの生揚げを購入) 5 その他()	
購入先の名称		電話
		Fax
購入先の所在地等	〒	
特記事項		

注:記入欄が不足する場合は、このページをコピーして全て記載ください。

別添書類 11

製造及び管理の外注

外注している工程（該当の番号を○で囲む）	1 充填の一部を外注（例：小袋包装の製造委託）※ 2 品質管理の分析委託（例：組合に品質管理分析を委託） 3 その他()	
外注先の名称		電話
		Fax
所在地等	〒	
委託契約書の有無	有	無
契約期間	年 月 日～ 年 月 日	
特記事項		

注1：記入欄が不足する場合は、このページをコピーして記載ください。

注2：※の充填の一部を外注する場合は、別途外注先に関する別記様式1の「製造の一部(充てん工程及び包装工程)委託先申請書」を記載の上、別添ください。

製造及び管理の外注

外注している工程（該当の番号を○で囲む）	1 充填一部を外注（例：小袋包装の製造委託）※ 2 品質管理の分析委託（例：組合に品質管理分析を委託） 3 その他()	
外注先の名称		電話
		Fax
所在地等	〒	
委託契約書の有無	有	無
契約期間	年 月 日～ 年 月 日	
特記事項		

注1：記入欄が不足する場合は、このページをコピーして記載ください。

注2：※の充填の一部を外注する場合は、別途外注先に関する別記様式1の「製造の一部(充てん工程及び包装工程)委託先申請書」を記載の上、別添ください。

最寄駅からの工場案内図